

# Maniwa

まにわ

にぎ  
賑わいと安らぎの杜の都 真庭

Public  
Relations

2010

10

第66号

## 初出場で銀賞

ひるぜん焼そば好いどん会  
B-1グランプリ



主な記事

- あなたにできること
- 市政トピックス
- お知らせワイド版
- 国民文化祭IN真庭
- 秋のイベント
- お知らせインフォメーション
- まにわが好き読者の広場
- ぐるっと真庭まちの話題

P02～  
P08～  
P12～  
P18～  
P22～  
P24～  
P28～  
P34～

(11件) 関連記事

# あなたにできること

平成22年度児童虐待防止推進月間標語

# 見すぐすな 幼い子どものSOS

11月は児童虐待防止推進月間です。児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。わたしたちが生活する真庭市での状況を、子育て健康推進課の辻本美由喜課長に伺いました。

## 児童虐待とは

児童虐待とは、保護者が監護する子どもに対して、身体に暴行を加え傷つけたり、わいせつな行為をしたり、保護者としての監護を怠つたり（ネグレクト）、心理的外傷を加える言動を行うことをいいます（詳しくは4ページ参照）。

## 「ひつか」「虐待」か

のあつた虐待状況を区別に見ると（図2）、全体の約50%がネグレクト、年齢別では（図3）、就学前までの子どもが全体の約50%となつており、乳幼児期の子どもたちに対して、保護者が適切な育児ができるいない状況がうかがえます。

ば「虐待」です。

親の意向にかかわらず、子どもの立場で判断します。

## 子どもを虐待から守るために

周囲の目で見たときに、虐待かどうかの判断は難しいですが「虐待では?」と思える状況があれば、ためらわずに行動を起こすことがとても重要です。虐待が疑われたら、すぐに、子育て健康推進課まで連絡（連絡）してください。

真庭市においても、通告（相談）件数は年々増加傾向であり、身近なところで起こっています。（図1）平成19年から平成21年までの3年間に、真庭市に通告（相談）

虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。親がいくら一生懸命に「しつけ」をしても、子どもがかわいいと思っていても、その行為が子どもの心身を傷つけるものであれ

る必要はありません。仮に



子育て健康推進課  
課長 辻本 美由喜

連絡先：子育て健康推進課  
TEL 0867-52-1115 FAX 0867-52-1417



## 真庭市への通告状況

図1 年度別虐待内容

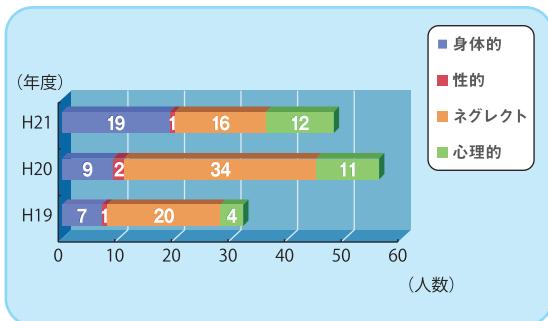


図2 H19~21年度の集計による区別虐待状況

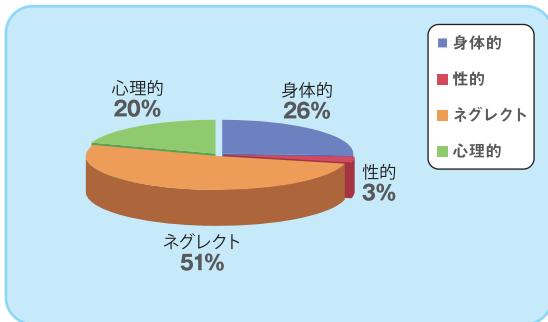
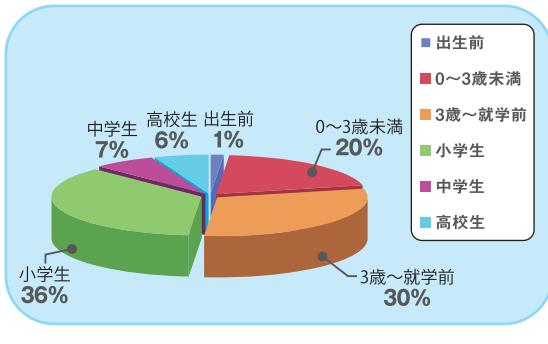


図3 H19~21年度の集計による年齢別虐待状況



### 子どもを虐待から守るために5か条

- ① おかしいと感じたら迷わず連絡(通告)してください。
- ② 「しつけのつもり」は言い訳です。子どもの立場で判断しましょう。
- ③ひとりで抱え込まず、あなたにできることから実行しましょう。
- ④ 親の立場より子どもの立場(子どもの命)を最優先に。
- ⑤ 虐待はあなたの周りにも起こりうることで特別なことではありません。

虐待の事実がなかつたとしても責任を問われることはあります。また、通告内容や通告者についての情報は秘密が必ず守られます。「あなた」からの連絡が子どもを虐待から守るための大きな一步となります。

### 地域ネットワークが充実

市では、子どもを虐待から守るために、子どもに関するさまざまな機関から構成された、※「真庭市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。この協議会の関係機関は、虐待の早期発見、予防、啓発活動などの取り組みに力を注

### ※「真庭市要保護児童対策地域協議会」

#### の関係機関一覧

▽津山児童相談所▽真庭市民生委員会▽真庭市社会福祉協議会▽真庭保健所▽真庭市医師会▽真庭市教育委員会▽学校教育課▽真庭市小学校校長会▽真庭市中学校校長会▽真庭市幼稚園園長会▽真庭警察署生活安全課▽岡山地方法務局真庭支局▽真庭人権擁護委員協議会▽真庭市議会文教厚生常任委員会▽真庭市健康福祉部

### 相談してください

市では、子育てに関するいろいろな悩みについて専門スタッフを配置し対応しています。たとえ「しつけ」のつもりでも、次のようなことにひとつでも心当たりがあつたら、ぜひご相談ください。

- 子どもに手をあげてしまう
- きょうだいを差別する
- うまくいかなかつた原因を子どものせいにする
- 小さな子どもを家や車の中に放置することがある
- 戸外に長時間締め出す
- 甘えてくる子どもをいつも無視したり拒否したりしてしまつ
- 衣服を着替えさせない
- 自分の子どもがかわいいと思えない
- ごはんを食べさせない

また、大人だけでなく、自分がそうされていると思う子どもも、我慢しないで、どんな悩みでも相談してください。

連絡先は、子育て健康推進課または蒜山振興局および各支局市民福祉課まで。

# 「児童虐待」 4つの種類と及ぼす影響



## 児童虐待の4つの種類

### 身体的虐待

暴力で子どもの体に傷を負わせたり、命に危険を及ぼすような行為を行うこと。

- 首を絞める、殴る、蹴る
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、溺れさせる
- タバコの火を押しつける
- 逆さ吊りにする、投げ落とすなど

### 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること。または、児童にわいせつな行為を見せるなどの身体に接触を伴わないものも含まれる。

- 児童への淫行
- 児童ポルノの被写体にする
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる

### 怠慢または拒否（ネグレクト）

保護の怠慢、拒否、放置するなど、子どもの健康状態や安全を損なわせる行為をとること。

- 乳幼児を家に残したまま長時間外出する
- 乳幼児を車中に放置したままにする
- 適切な食事を与えない
- 衣服や室内を長時間不衛生なままにする
- 児童に登校する意思があっても登校させない

### 心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、無視したりして、子どもを精神的に不安がらせる行為をとること。

- 言葉による脅かし
- 無視したり拒否的な態度を示す
- 児童の面前で家族などに対し暴力を繰り返す
- 他の兄弟姉妹と著しく差別した扱いなど

## 児童虐待

「見つけたら通告する」「通告した人のプライバシーは守られる」ことが、法律で決められています。

### 第六条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。

### 第七条

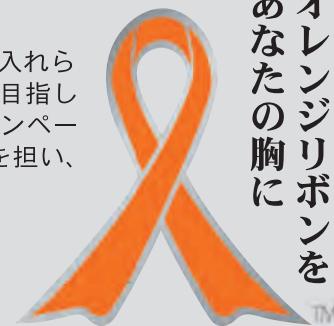
通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。  
※「児童虐待の防止等に関する法律」より抜粋



## ご存じですか？オレンジリボン運動

2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて亡くなる事件が起きました。その事件をきっかけに、子どもの虐待防止を目指した小山市の「カンガルー OYAMA」という団体が、2005年にオレンジリボンキャンペーンを始めました。2006年からは「児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口を担い、厚生労働省との協働により全国的に活動を広げています。

オレンジリボンには、児童虐待の現状を広く知ってもらい、虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにとの願いがこめられています。



# 児童虐待が 子どもに及ぼす影響

## 影響1 身体的な影響

殴る、蹴るなどの暴力によってあざがれたり、出血するケースが多く、肋骨にひびが入ったり、手足などが骨折することもあります。また、頭部、腹部は外傷がめだたなくても、運動機能障害、視力低下、難聴など何らかの障害が残つたり、致命傷になつたりする場合もあります。

それから、身体的な影響は、暴力で受けるばかりではありません。心理的虐待、ネグレクト（養育放棄など）の結果、身長や体重が伸びず発育不全（低身長、体重）に陥ることもあります。

## 影響3 精神面・心理面への影響

もつとも身近な親や保護者から褒められたり認めたりされないために自信が持てなくなり、周囲に強い不信感を抱くようになります。常に虐待を受けることで被害者意識が強くなり、大人や他人を自分に危害を加える人ととらえるなど、自己認識や他者認識にゆがみを生じさせることになります。

また、虐待体験は、子どもに※PTSD（心的外傷後ストレス障害）を生じる危険性が高いとされています。その結果、対人恐怖症、不安症状、抑うつ状態など精神症状や、心理的反応を引き起こしやすくなります。

## 影響2 知的発達への影響

虐待を受けた子どもの多くに知的発達の遅れがみられることが報告されています。打撲など頭部へのダメージが脳組織に障害をおぼすことが要因のひとつと考えられます。ですが、それ以上に、脅されたり、無視されるなど不適切な環境下に置かれることにより、中枢神経の発達に影響を及ぼすことが推測されます。

## 影響4 行動面への影響

暴力は暴力を生むとの言葉通り、虐待を受けた子どもは、自分より弱い立場の者に対して暴力的态度で接する傾向が多く見られます。無視されたり、放置された経験のある子どもは、その空虚感を解消するため、万引きや過食、アルコール・薬物依存に走りやすいともいわれています。

あなたの「通告・通報」が、児童虐待から子どもたちを救います。 **通告！**

## 通告することに抵抗を感じないでください

「通告」という言葉に抵抗があるかもしれません、これは、児童相談所などに「連絡」することです。また、わたしたちには児童虐待を通告する義務が法律でさだめられていますので、ためらうことなく連絡しましょう。

## ◎津山児童相談所

児童相談所は児童福祉法第12条に基づいて設置された行政機関で、18歳未満の児童のあらゆる問題について家庭その他の相談に応じます。援助のために必要な調査や検査を行い社会診断、心理診断、医学診断、行動診断など総合的な診断(判定)をもとに助言や継続指導を行っています。



### 虐待通告が増えたのは

津山児童相談所で受けた、平成21年度の児童虐待の通告は194件で、その内、虐待と判断したのが138件でした。平成20年度と比べて1・8倍と、かなり増えています。これは、虐待そのものが増えていることに加えて、子どもを取り巻く学校、保育所などの関係機関や医療機関、また周囲の人たちの、児童虐待防止に対する意識が高まってきたことにより、今まで気付かなかつた水面下の問題に気付くようになつて、通告(相談・情報提供など)につながつた

### 虐待を起こす要因

ものと考えられます。

虐待は、家庭や地域、社会全体の問題と密接に関係しています。親の問題(生育歴・人格・感情のコントロール)、家庭の状況、子ども自身の特徴、親子の愛着関係、地域社会からの孤立、社会全体の閉塞感や貧困など、多くの要因が複雑に絡まり合った結果、虐待へと発展しやすくなります。

そして、子どもが泣きやまない、言うことを聞かないなど、何かをきっかけにして子どもへの暴力暴言や養育放棄が始まります。この

### 早期発見と介入

児童相談所に通告があつたときは、子どもの命を守る立場から、関係機関の協力を得て、直接子どもの状態を確認し、緊急対応の必要性を判断するようにしています。子どもと親の普段の様子や困っていることなど、子どもに応じた

状態が長く続くと家族の力だけでは虐待を止めることができなくなってしまいます。親が子どもを性欲の対象にする性的虐待では、表面的な家族を維持するためにこれを隠して子どもに犠牲を強い続けることもあります。

# 虐待を未然に防ぐ第一歩は

児童虐待は、子どもの健やかな成長を損ない、心身に深刻なダメージを与えるだけでなく、時として生死に関わる問題となります。それを未然に防ぐために何ができるのでしょうか。津山児童相談所の山浦浩一郎所長に話を伺いました。



9月8日、久世地区人権教育推進委員会は「児童虐待の現状と対応」と題した講演会を開催し、子どもの虐待について理解を深めました。



平成12年児童虐待防止法の制定（平成12年11月20日施行）

平成16年児童虐待防止法・児童福祉法の改正点（平成16年10月以降順次施行）

平成16年児童虐待の定義の見直し

・保護者以外の同居人による虐待を放置することも対象

・子どもの前での家庭内暴力

・虐待を受けたと思われる場合も対象となる

市町村の役割の強化

- ・市町村も虐待通告先に追加
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化

司法関与の強化

- ・強制入所措置、親指導

平成20年児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成19年7月公布、平成20年4月施行）

児童相談所の安全確認措置の強化

- ・児童の安全確認等のための立入調査等、保護者に対する面会の強化

## 児童の様子

- 不自然な傷が多い
- 言動が乱暴で、弱い者に暴力をふるったり、小動物に残虐な行為をする。
- 食事の世話がされていない。
- 成長や発達が遅れている。
- 季節にそぐわない服装や、いつも衣類が汚れている。
- 夜遅くまで遊んでいたり、家出を繰り返したり、家に帰らなかったり。

## 家庭・親の様子

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や親の怒鳴り声がする。
- 室内やベランダなどにゴミが散乱していたり異臭がする。
- 病気やケガをしても病院に連れて行かない。
- 乳幼児を置き去りにして長時間の外出をする。
- 子どもが泣いても、抱いたり、あやしたりしない。

## 「助けて！」のサイン

児童虐待は、家庭内の密室で起るため発見が難しいものです。ですから、虐待を防ぐには、学校や保育所をはじめ、子どもたちを日ごろから見ている地域の大人たちの「気付き」が大切です。子どもたちは、自分で助けを求めることができません。地域に暮らす、わたしたちみんなで、子どもたちを見守ることが必要不可欠なのであります。しかし、「家庭内のことだから」「しつけだろう」「間違いかも知れか検討することにしています。

## 通告は支援の第一歩

「見守ること」が必要不可欠なのであります。しかし、「家庭内のことだから」「しつけだろう」「間違いかも知れか検討することにしています。しかし、実際に目撃していなくても、毎日泣き声が激しいとか、けがが増えているなど、見たり聞いたりして、おかしいと感じたら、迷わず市役所や児童相談所などに連絡してください。虐待の「通告」は「密告」ではありません。通告は子どもと家族を虐待から救い支援するため大切な第一歩なのだとという認識を持つてください。連絡は、匿名でも構いません。連絡した人が特

定されないよう、秘密は必ず守られます。

## 子どもに不利益を与えない

親に限らず、すべての大人は子どもを保護する責任を負っています。ですから、子どもの成長期には、いじめや虐待などの不利益を受けることなく、安心して生活で生きるよう安全を確保しなければなりません。子どもたちが、自分らしく、豊かに成長・発達しながら、自分の持っている可能性を發揮することができます。子どもたちが、自分らしく、豊かに成長・発達しながら、自分の持っている可能性を發揮することができるよう支援していくことがわたしたち大人の役割だと思っています。

## 児童虐待かも？と思ったら

あなたのちょっとした気くばりで、苦しんでいる子どもも保護者も救われます。

### 連絡先

- 子育て健康推進課 TEL 0867-52-1115
- 津山児童相談所 TEL 0868-23-5131
- 児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）TEL 0570-064-000

# 新本庁舎

9/21  
仮オープン

## 新本庁舎引渡式(9/1)

定礎式に続き行われた引渡式では、建築工事を行った建築JV(本庁舎建築工事建設共同企業体)から市へ庁舎の引き渡しが行われた



写真左:定礎を据え付ける井手市長(9/1)。写真中央:市民を対象に開催された完成見学会(9/4~5)。写真右:新本庁舎オープン初日、真新しい木製カウンターで応対する職員(9/21)

## 電話・FAX番号の一部が変更になります

部署名		電話	FAX
代表番号		42-1111	42-1034
本庁舎1階	市民生活部	①市民課 (公共交通対策室) (選挙管理委員会事務局)	42-1112 42-1017 42-1072
		②税務課 (国土調査室)	42-1114 42-1028
		③徴税課	42-1115
		④環境課	42-1113
		⑤商工観光課 ⑥バイオマス政策課 ⑦農林土木課	42-1037 42-5022 42-1037
		⑧農業委員会事務局 ⑨農林振興課	42-1676 42-1031
		⑩水道課 ⑪下水道課	42-1108 42-1109
		⑫建設課 ⑬維持管理課 ⑭都市住宅課	42-5033 42-5044 42-7781
		(建築営繕室)	42-7781
		総務振興課 (久世公民館)	42-1111 42-1116
久世公民館	久世支局	市民福祉課	42-1117
保健福社会館			42-1305

8月末に完成した新本庁舎で、9月21日(火)から一部業務が開始しました。業務開始となつたのは、市民生活部・産業観光部・上下水道部・建設部です。オープン初日の始業前には、市長が職員に訓示を行い、「最高の業務環境で、効率的な最高の住民サービスを行うようお互いに努力しましょう。」とあいさつしました。10月以降、旧庁舎の取り壊しや外構工事が進められる予定です。来年4月からは、すべての本庁業務を開始します。

新本庁舎への移転に伴い電話・ファックス番号が一部変更になっていますのでご注意ください

# 部業務開始

# 救急医療をP.R.<sup>ピーアール</sup>

9/9  
救急の日



幼年消防クラブの一日入署(8/30)

落合ひまわり保育園の子ども方が、消防本部を訪れ、署内見学や放水訓練体験などを行いました



高規格救急自動車受納式(9/10)

全国共済農業協同組合連合会より高規格救急自動車1台をいただきました。湯原分署へ配置予定



ヘリポート離発着試験(9/15)

機体の大きい県消防防災ヘリコプター「きび」が利用できるヘリポートが消防本部に完成

9月9日は、「救急の日」でした。また、この日を含む1週間(今年は、9月5日～11日)は、「救急医療週間」となっており、救急業務や救急医療について理解と認識を深めてもらうために、各地の消防署などで応急手当の実技指導などが行われました。真庭市内でも、その一環として、地域住民への普及啓発活動が行われました。

また、防火意識の高揚を図るための取り組みなども行われました。8月～9月にかけての消防本部の動きをご紹介します。



真庭ふれあい救急  
(9/5)

写真上右：消火器使用訓練を体験。中：救急車の前で、ももっちと記念撮影。左：高規格救急車内の装備について教わる。下：正しいAEDの使用方法や心肺蘇生法を救急救命士に習う家族